

上山市議会会議録

第493回定例会

本会議初日

(令和元年9月4日)

令和元年 9 月 4 日（水曜日） 午前 10 時 開会

議事日程第 1 号

令和元年 9 月 4 日（水曜日） 午前 10 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定
- 日程第 4 上山市選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議第 4 1 号 平成 30 年度上山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議第 4 2 号 平成 30 年度上山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議第 4 3 号 平成 30 年度上山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議第 4 4 号 平成 30 年度上山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議第 4 5 号 平成 30 年度上山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議第 4 6 号 平成 30 年度上山市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議第 4 7 号 平成 30 年度上山市施設貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議第 4 8 号 平成 30 年度上山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議第 4 9 号 平成 30 年度上山市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議第 5 0 号 平成 30 年度上山市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 16 議第 5 1 号 令和元年度上山市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議第 5 2 号 令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議第 5 3 号 上山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議第 5 4 号 上山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 20 議第 5 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 21 議第 5 6 号 上山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

- 日程第22 議第57号 上山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第58号 上山市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第59号 上山市児童センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第60号 上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 特別委員会（予算・決算）の設置及び議案の付託
- 日程第27 議第61号 上山市学校給食センター建設・維持管理等事業に係る契約の一部変更について
- 日程第28 議第62号 上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の締結について
- 日程第29 議第63号 損害賠償の額の決定について
- 日程第30 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
(散 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

~~~~~

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

|     |           |    |     |             |    |
|-----|-----------|----|-----|-------------|----|
| 1番  | 谷 江 正 照   | 議員 | 2番  | 石 山 正 明     | 議員 |
| 3番  | 佐 藤 光 義   | 議員 | 4番  | 守 岡 等       | 議員 |
| 5番  | 高 橋 要 市   | 議員 | 6番  | 棚 井 裕 一     | 議員 |
| 7番  | 尾 形 み ち 子 | 議員 | 8番  | 長 澤 長 右 衛 門 | 議員 |
| 9番  | 川 口 豊     | 議員 | 10番 | 中 川 と み 子   | 議員 |
| 11番 | 神 保 光 一   | 議員 | 12番 | 枝 松 直 樹     | 議員 |
| 13番 | 川 崎 朋 巳   | 議員 | 14番 | 高 橋 義 明     | 議員 |
| 15番 | 大 沢 芳 朋   | 議員 |     |             |    |

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

|           |                                           |         |                                |
|-----------|-------------------------------------------|---------|--------------------------------|
| 横 戸 長 兵 衛 | 市 長                                       | 塚 田 哲 也 | 副 市 長                          |
| 金 沢 直 之   | 庶 務 課 長<br>(併)選挙管理委員会<br>事 務 局 長          | 富 士 英 樹 | 市 政 戦 略 課 長                    |
| 平 吹 義 浩   | 財 政 課 長                                   | 前 田 豊 孝 | 税 務 課 長                        |
| 土 屋 光 博   | 市 民 生 活 課 長                               | 鈴 木 直 美 | 健 康 推 進 課 長                    |
| 鏡 裕 一     | 福 祉 課 長                                   | 齋 藤 智 子 | 子 ども 子 育 て 課 長                 |
| 鈴 木 英 夫   | 商 工 課 長                                   | 尾 形 俊 幸 | 観 光 課 長                        |
| 漆 山 徹     | 農 林 夢 づ くり 課 長<br>(併)農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 須 貝 信 亮 | 建 設 課 長                        |
| 秋 葉 和 浩   | 上 下 水 道 課 長                               | 武 田 浩   | 会 計 管 理 者 長<br>(兼)会 計 課 長      |
| 佐 藤 浩 章   | 消 防 長                                     | 古 山 茂 満 | 教 育 委 員 会 長<br>教 育 課 長         |
| 井 上 咲 子   | 教 育 委 員 会 長<br>管 理 課 長                    | 遠 藤 靖   | 教 育 委 員 会 長<br>学 校 教 育 課 長     |
| 渡 辺 る み   | 教 育 委 員 会 長<br>生 涯 学 習 課 長                | 高 橋 秀 典 | 教 育 委 員 会 長<br>ス ポ ー ツ 振 興 課 長 |
| 板 垣 郁 子   | 選 挙 管 理 委 員 会 長<br>委 員                    | 花 谷 和 男 | 農 業 委 員 会 長<br>会               |
| 大 和 啓     | 監 査 委 員                                   | 舟 越 信 弘 | 監 査 委 員 会 長<br>事 務 局           |

事務局職員出席者

|         |         |         |       |
|---------|---------|---------|-------|
| 佐 藤 毅   | 事 務 局 長 | 鈴 木 淳 一 | 副 主 幹 |
| 渡 邊 高 範 | 主 査     | 小 口 彩 夏 | 主 任   |

開 会

○大沢芳朋議長 去る8月23日告示になりました第493回定例会をただいまから開会いたします。

開 議

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達してお

りますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号によって進めます。

初めに、今期定例会の運営について議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳議会運営委員長 登壇〕

○川崎朋巳議会運営委員長 おはようございます。

去る8月27日、今期定例会の日程について協議するため、議会運営委員会を開きました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、会期であります。提出議案等を勘案した結果、本日から24日までの21日間とすることにいたしました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日は本会議を開会し、明5日及び6日は休会とすることにいたしました。

8日は本会議を開き、サンデー議会として一般質問を行うことにいたしました。

9日から23日は休会とし、この間、10日は予算特別委員会、11日及び12日は各常任委員会、13日及び17日は決算特別委員会、19日に議会運営委員会を予定しております。

24日は最終日ですが、本会議において付託事件の審査結果について各委員長から報告を受けた後、それぞれ議決して、第493回定例会を閉会することにいたしました。

次に、議事日程第1号について申し上げます。

最初に、上山市選挙管理委員及び補充員の選挙ですが、議長による指名推選によることにいたしました。

次に、人事案1件についてありますが、提案理由の説明の後、委員会付託及び質疑、討論を省略して議決することにいたしました。

次に、市長提案の議案20件を一括議題とし、提案理由の説明を受けることにいたし、そのうち10件の決算議案については、監査委員から審査意見を求めることにいたしました。

その後、予算及び決算議案について、それぞれ特別委員会を設置してこれに付託し、その他の議案については、関係常任委員会に付託することにいたしました。

次に、契約議案2件について、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたしました。

次に、損害賠償の額の決定について、提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたし、最後に専決処分報告を受け、本日は以上をもって散会することにいたしました。

次に、8日の議事日程第2号について申し上げます。

当日の本会議は一般質問ですが、11人の議員が順次質問を行うものであります。質問終了後は、散会することにいたしました。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

~~~~~  
日程第1 諸般の報告

○大沢芳朋議長 日程第1、諸般の報告ですが、事務局長をもって報告いたします。

事務局長。

〔佐藤 毅事務局長 登壇〕

○佐藤 毅事務局長 諸般の報告を申し上げます。

第1、招集告示について

去る8月23日、上山市告示第67号によって、令和元年9月4日、上山市議会第493回定例会を招集する旨、告示されました。

第2、出席要求について

令和元年8月23日、議第181号をもって地方自治法第121条の規定により、市長ほか各関係機関に第493回定例会に出席するよう要求いたしました。

これに対し、各関係機関より回報を受理しております。

第3、監査報告について

令和元年5月27日から8月20日までの定期監査及び例月出納検査の結果報告が参っておりますので、お手元に配付しております。

第4、健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率の報告が参っております。

第5、教育委員会事務の点検及び評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会事務の点検及び評価報告書が参っておりますので、お手元に配付しております。

第6、上山市議会報告について

令和元年6月1日から8月31日までの議会庶務事項及び要望書をお手元に配付しております。

第7、会議出欠議員数について

議員定数	15人
現在出席議員数	15人

以上で報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大沢芳朋議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

1番	谷江正照	議員
11番	神保光一	議員
14番	高橋義明	議員

を指名いたします。

日程第3 会期決定

○大沢芳朋議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から24日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から24日までの21日間と決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

重ねてお諮りいたします。

委員会審査等のため、本日から24日までの21日間のうち、会議規則第10条第1項の規定による休会の日を除く5日及び6日、9日から13日まで、17日から20日までの11日間を休会といたしたいと思いますが、これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、11日間を休会とすることに決しました。

~~~~~

#### 日程第4 上山市選挙管理委員及び 補充員の選挙

○大沢芳朋議長 日程第4、上山市選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

地方自治法第182条第8項の規定により、選挙管理委員会委員長より、委員及び補充員の任期が令和元年9月30日をもって満了となる旨の通知がありました。

よって、地方自治法第182条第1項の規定により、ただいまから選挙を行います。

1番谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま行われる上山市選挙管理委員及び補充員の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によること、また、指名の方法については議長の指名によることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま1番谷江正照議員から、選挙の方法については指名推選とすること、また指名の方法は議長において指名されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙方法については指名推選とすること、また指名の方法は議長において指名されたいとの動議は可決されました。

直ちに指名いたします。

上山市選挙管理委員に板垣郁子氏、山口忠右エ門氏、渡邊修三氏、渡邊昇氏、以上4名を指名いたします。

次に、補充員について、その順位と氏名を申し上げます。

1番岩瀬守氏、2番吉川佳和氏、3番小玉清子氏、4番高橋より子氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8名を、上山市選挙管理委員及び補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名は、上山市選挙管理委員及び補充員に当選いたしました。

~~~~~

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○大沢芳朋議長 日程第5、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました

議案について御説明申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、来る12月31日をもって任期満了となります委員2名につきまして、上山市久保川1番地栗野信善氏、及び上山市旭町一丁目6番48号伊藤妙子氏を再び推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○大沢芳朋議長 6番棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております諮問第2号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま6番棚井裕一議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

2番石山正明議員。

○2番 石山正明議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております諮問第2号議

案につきましては、質疑及び討論を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま2番石山正明議員から、質疑及び討論を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略されたいとの動議は可決されました。

直ちに採決いたします。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、これに同意することに決しました。

~~~~~  
日程第6 議第41号 平成30年度  
上山市一般会計歳入歳出決算の認定について  
外  
19件

○大沢芳朋議長 日程第6、議第41号平成30年度上山市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第25、議第60号上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定についてまで、計20件を一括議題といたします。



提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

**○横戸長兵衛市長** ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

最初に、議第41号から議第49号までの平成30年度上山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

各会計の決算の認定につきましては、決算書とあわせて監査委員の決算審査意見書並びに平成30年度主要施策の成果説明書を提出しておりますが、決算の概要につきましては会計管理者から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、認定くださるようお願いいたします。

次に、議第50号平成30年度上山市水道事業会計決算の認定についてであります。同様に、決算書とあわせて監査委員の決算審査意見書並びに平成30年度主要施策の成果説明書を提出しております。その概要は、経営活動に関する収支においては、水の安定供給と健全経営に努め、3,876万5,801円の純利益を上げております。

また、水道施設の建設改良などに関する資本的収支においては、収支差引2億365万8,048円の不足額を生じましたが、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

以上、決算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定くださるようお願いいたします。

次に、議第51号令和元年度上山市一般会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正は、市債の繰上償還に係る経費や、10月から実施される幼児教育・保育の無償化に係る経費など、早急に予算措置を必要とするものについて計上し、編成いたしました。

その結果、歳入歳出それぞれ2億3,500万円を追加し、予算の総額を148億8,500万円とするものであります。

地方債につきましては、農業施設整備事業の限度額を変更するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、市債をそれぞれ増額し、使用料及び手数料を減額するものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、2款総務費では、令和2年4月1日から実施される地方自治法施行規則の改正に伴い、財務会計システムの改修経費を計上するものであります。

3款民生費では、10月から実施される幼児教育・保育の無償化に向けて、準備に要する経費を計上するほか、佐藤フジエ氏からの寄附を受けて、総合子どもセンターめぐりあの整備に係る経費を新たに計上するものであります。さらに、生活保護法等の改正に伴い、生活保護システムの改修経費など計上するものであります。

4款衛生費では、母子保健法等の改正に伴い、母子保健情報連携システムの改修経費を計上するものであります。

6款農林水産業費では、特別養護老人ホームの金谷地内の移転に伴い、上山市土地改良区が実施する水路改修工事に対する負担金を計上するほか、鳥獣被害対策用の簡易電気柵設置申し込み数が当初の見込みを上回ることから、鳥獣害防止対策協議会への補助金を増額するものであります。

10款教育費では、中川小学校及び北中学校へ通学する児童生徒のためのスクールバスの購入経費を計上するほか、藤吾公民館の施設改修工事に対して助成するものであります。さらに、

県の補助事業を活用し、国史跡金山越羽州街道のルート図デザインを作成する経費を計上するものであります。

12款公債費では、市債の繰上償還に要する経費を計上するものであります。

次に、議第52号令和元年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。国庫支出金等の精算返還金を計上するもので、歳入歳出それぞれ4,800万円を追加し、予算の総額を41億7,400万円とするものであります。

次に、条例等の議案について御説明申し上げます。

初めに、議第53号上山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。住民基本台帳法施行令等及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

次に、議第54号上山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため提案するものであります。

次に、議第55号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に関する関係条例を整備するため提案するものであります。

次に、議第56号上山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案す

るものであります。

次に、議第57号上山市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

次に、議第58号上山市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

次に、議第59号上山市児童センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。幼児教育・保育の無償化に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

次に、議第60号上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

以上、提案理由の大要について御説明申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、関係課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 会計管理者。

〔武田 浩会計管理者 登壇〕

○武田 浩会計管理者 おはようございます。

命によりまして、平成30年度上山市一般会計及び各特別会計における歳入歳出決算の大要について御説明申し上げます。

説明に当たりましては、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

初めに、一般会計の歳入について申し上げま

すので、決算書の7ページ、8ページをお開き願います。

歳入合計におきましては、調定額177億8,468万9,048円に対し、収入済額は174億8,143万4,928円で、不納欠損額は1,170万6,692円、収入未済額は2億9,154万7,428円となっておりますが、不納欠損額は1款市税、12款負担金及び分担金などによるものであります。収入未済額は1款市税、12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料などによるものであります。

次に、一般会計の歳出について申し上げますので、11ページ、12ページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は166億8,808万1,638円、翌年度繰越額は2億8,989万5,000円となっておりますが、これは2款総務費、3款民生費、8款土木費、10款教育費であり、年度内完了ができない事業について、令和元年度に繰り越したことによるものであります。

不用額は7億9,095万9,362円となっております。その主なものは、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、7款商工費、8款土木費、10款教育費などであります。

次のページをお開き願います。

この結果、歳入歳出差引残額は7億9,335万3,290円となりましたが、うち3億7,400万円を基金に繰り入れ、残額を令和元年度に繰り越したものであります。

次に、一般会計の実質収支について御説明申し上げますので、320ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でありますので、こちらは千円単位となっております。

歳入歳出差引額7億9,335万3,000円から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額4,651万円を差し引き、7億4,684万3,000円が実質収支額となっております。

なお、各特別会計の実質収支に関する調書を次のページから記載しております。翌年度へ繰り越すべき財源がある特別会計につきましては後ほど御説明いたしますが、そのほかの特別会計の説明につきましては省略させていただきますので、御了解くださるようお願いいたします。

次に、特別会計の決算について御説明申し上げますので、決算書にお戻りいただき、15ページ、16ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計について申し上げます。歳入合計では、調定額38億8,773万3,095円に対し、収入済額は37億5,769万7,969円で、不納欠損額は2,087万890円、収入未済額は1億916万4,236円となっておりますが、これは1款国民健康保険税によるものであります。

なお、収入未済額につきましては、2款使用料及び手数料の還付未済額を引いた額となっております。

19ページ、20ページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は36億3,823万6,720円で、不用額は1億1,776万3,280円となっておりますが、これは2款保険給付費、5款保健事業費などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額は1億1,946万1,249円となり、全額を令和元年度に繰り越したものであります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額14億6,222万6,771円に対し、収入済額は14億1,098万6,756円で、不納欠損額は96万7,625円、収入未済額は5,027万2,390円となっておりますが、不納欠損額は2款使用料及び手数料、収入未済額は1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料によるものであります。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は14億339万3,281円、翌年度繰越額は8,469万8,000円となっておりますが、これは1款公共下水道費で、年度内完了ができない事業について令和元年度に繰り越したことによるものであります。不用額は3,590万8,719円となっておりますが、これは1款公共下水道費などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額は759万3,475円となり、全額を令和元年度に繰り越したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計の実質収支について御説明申し上げますので、322ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でありますので、こちらは千円単位となっております。

歳入歳出差引額759万3,000円から翌年度に繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額9万9,000円を差し引き、749万4,000円が実質収支額となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げますので、決算書にお戻りいただき、25ページ、26ページをお開き願います。

農業集落排水事業特別会計について申し上げ

ます。歳入合計では、調定額1億4,739万682円に対し、収入済額は1億4,735万3,942円で、不納欠損額はなく、収入未済額は3万6,740円となっておりますが、これは1款使用料及び手数料によるものであります。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は1億4,658万4,968円、不用額は241万5,032円となっております。

この結果、歳入歳出差引残額は76万8,974円となり、全額を令和元年度に繰り越したものであります。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、介護保険特別会計について申し上げますので、31ページ、32ページをお開き願います。

歳入合計では、調定額39億2,684万4,132円に対し、収入済額は39億1,143万4,598円で、不納欠損額は415万3,699円、収入未済額は1,125万5,835円となっておりますが、これは1款保険料によるものであります。

なお、収入未済額につきましては、2款使用料及び手数料の還付未済額を引いた額となっております。

35ページ、36ページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は37億9,328万6,500円で、不用額は1億6,171万3,500円となっておりますが、これは2款保険給付費、4款地域支援事業費などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額は1億1,814万8,098円となり、全額を令和元年度に

繰り越したものであります。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、浄化槽事業特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額1,733万9,467円に対し、収入済額は1,733万1,067円で、不納欠損額はなく、収入未済額は8,400円となっておりますが、これは1款使用料及び手数料によるものであります。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は1,565万8,867円、不用額は24万1,133円となっております。

この結果、歳入歳出差引残額は167万2,200円となり、全額を令和元年度に繰り越したものであります。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、施設貸付事業特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額、収入済額ともに3億1,348万7,516円となっております。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は3億1,348万7,516円で、不用額は151万2,484円となっておりますが、これは1款施設貸付事業費、2款基金積立金、5款諸支出金などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額はゼロ円となり、平成30年度で特別会計を廃止したものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額4億1,503万4,

903円に対し、収入済額は4億1,317万2,853円で、不納欠損額は30万498円、収入未済額は156万1,552円となっておりますが、これは1款後期高齢者医療保険料によるものであります。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は4億1,279万3,329円、不用額は2,420万6,671円となっておりますが。これは2款後期高齢者医療広域連合納付金、5款予備費などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額は37万9,524円となり、全額を令和元年度に繰り越したものであります。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額でございます。

次に、産業団地整備事業特別会計について申し上げますので、次のページをお開き願います。

歳入合計では、調定額、収入済額ともに2億4,448万875円となっております。

次のページをお開き願います。

歳出合計では、支出済額は2億4,442万1,875円、翌年度繰越額は5,675万9,000円となっておりますが、これは1款産業団地整備事業費で、年度内完了ができない事業について令和元年度に繰り越したことによるものであります。

不用額は627万2,125円となっておりますが、これは1款産業団地整備事業費、2款公債費、3款予備費などによるものであります。

この結果、歳入歳出差引残額は5万9,000円となり、全額を令和元年度に繰り越したものであります。

次に、産業団地整備事業特別会計の実質収支について御説明申し上げますので、328ペー

ジをお開き願います。

実質収支に関する調書であります、こちらは千円単位となっております。

歳入歳出差引額5万9,000円から翌年度に繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額5万9,000円を差し引き、実質収支額はゼロ円となっております。

続きまして、財産に関する調書について御説明いたしますので、329ページ、330ページをお開き願います。

初めに、公有財産における土地及び建物についてであります、(1)土地及び建物の総括で申し上げます。

土地につきましては、行政財産と普通財産の合計で、決算年度末現在高は598万4,063.25平方メートルとなっております。

建物につきましては、木造と非木造を合わせた行政財産と普通財産の合計で、一番右の欄にありますように、決算年度末現在高は15万369.94平方メートルとなっております。

次のページをお開き願います。

(2)山林の面積につきましては、決算年度末現在高は478万4,997.58平方メートル、立木の推定蓄積量の決算年度末現在高は15万2,736.63立方メートルとなっております。

次に、(3)有価証券の株券につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高の合計は5億4,767万6,500円となっております。

次に、(4)出資による権利の出資金でありますが、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高の合計は1,826万円となっております。

332ページをごらん願います。

出捐金に関しては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高の合計は1億2,256万円となっております。

次に、(5)物権の引湯権につきましては、決算年度中、老人いこいの家の廃止に伴い61万8,000円の減となり、決算年度末現在高は64万2,000円となっております。

次のページをお開き願います。

このページから336ページの物品につきましては、取得額または評価額が50万円以上の重要物品について記載しております。

決算年度中における取得件数は14件、廃棄等の件数は18件ございました。決算年度末現在高は記載のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

337ページ、338ページをお開き願います。

基金につきましては、主な基金の決算年度中増減高と決算年度末現在高について申し上げます。

財政調整基金は、4,965万2,000円の増で10億9,167万6,000円に、国民健康保険基金は、63万9,000円の増で7億369万1,000円に、減債基金は、5万2,000円の増で1億2,609万1,000円に、介護給付費準備基金は、3,669万2,000円の増で2億2,928万4,000円に、施設貸付事業施設整備等基金は、2億6,237万6,000円の減でゼロ円となっております。特別会計の廃止に伴い、基金を廃止したものであります。

338ページをごらん願います。

奨学金貸付基金は、合計で申し上げます、157万円の増で、決算年度末現在高は1億7,379万7,000円となっております。

現金、貸付金、未収金の内訳は記載のとおりであります。

ふるさと納税基金は、1億15万4,000円の増で、決算年度末現在高は5億90万7,000円となっております。

その他、記載の基金については御参照いただきたいと存じます。

以上で、平成30年度上山市一般会計及び各特別会計における歳入歳出決算の概要について説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

**○大沢芳朋議長** 次に、ただいま議題となっております議案のうち、平成30年度上山市一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定に関し、監査委員の審査意見を求めます。大和啓監査委員。

〔大和 啓監査委員 登壇〕

**○大和 啓監査委員** おはようございます。

平成30年度上山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、基金の運用状況並びに上山市水道事業会計決算についての審査意見を申し上げます。

詳細につきましては、皆様にお配りしております資料で詳しく述べておりますので、その概要について申し上げます。

審査結果につきましては、各会計の決算及び基金の運用状況を示す書類は、関係法令に準拠して作成されており、歳入歳出その他関係諸帳票を審査した結果、計数は正確で、予算の執行についてもおおむね適正であると認められます。

一般会計と特別会計を合わせた総計の決算は、歳入歳出、予算現額282億2,828万9,000円に対し、歳入が276億9,738万1,000円、歳出が266億5,594万5,000円となりました。歳入歳出差引額は10

億4,143万6,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は9億9,476万8,000円の黒字となりました。

初めに、一般会計について申し上げます。

歳入決算額は174億8,143万5,000円、歳出決算額は166億8,808万2,000円で、歳入歳出差引7億9,335万3,000円の決算剰余金は、減債基金、財政調整基金に積み立てを行うほか、翌年度に繰り越されております。

歳入は、前年度より2.7%増加し、主に蔵王フロンティア工業団地の売却等による財産収入や、諸収入、繰越金などでふえております。

市税は、収入済額が前年度を上回ったものの、調定額に対する収入率は、県内12市の平均を下回っております。ふるさと納税寄附金は、平成29年度途中に返礼割合を見直したことから、前年度より14.5%減少しております。収入未済額は、税外収入で減少しておりますが、市税で増加しております。市民負担の公平性と歳入確保の観点から、適切な債権管理と未収金の解消に向けた一層の努力を望むものです。

歳出は、前年度より2.3%増加し、主に蔵王フロンティア工業団地の売却に伴い繰上償還を実施した公債費、再生可能エネルギー施設整備事業に係る地域整備総合整備資金貸付金等の衛生費でふえております。

決算年度末における市債現在高は、176億866万8,000円で、繰上償還等により前年度より5.9%減少しましたが、累積による財政の硬直化が懸念されるので、長期的な財政運営に配慮願いたいものです。

普通会計における財政指標を見ますと、財政力指数は6年連続で上昇し、実質公債費比率も改善傾向が続いておりますが、経常収支比率は

前年度を上回り、弾力性が低下しております。

次に、特別会計について申し上げます。

特別会計は8会計で、合計歳入決算額は10億2,594万6,000円、歳出決算額9億9,786万3,000円で、前年度と比較し、歳入は0.8%減少し、歳出は0.8%増加しております。

国民健康保険特別会計においては、平成30年度から制度改正により県と共同運営されておりますので、歳入歳出ともに減少しております。本市の1人当たり医療費は増加傾向にあることから、引き続き医療費抑制のための事業の推進に努めていただくよう願います。

介護保険特別会計においては、要介護等認定者数の増加に伴い、施設介護サービス等が増加しており、予防事業の充実に努めていただきたいものです。

施設貸付事業特別会計は、地方債の償還が完了し、ニュートラックいいたてを売却したことにより、平成30年度末をもって廃止し、残った財産は一般会計で管理することになりました。

各会計の保険税、使用料、保険料等の収納については、早期納付の推進と的確な滞納整理を進め、収入率向上及び未収金の発生抑制に努めていただきたいものです。

次に、資産及び基金については、適正に管理、運用されていることを認め、引き続き計画的な執行と運用をお願いします。

なお、積立基金のうち施設貸付事業施設整備等基金は、施設貸付事業特別会計の廃止に伴い全額を取り崩し、基金を廃止しております。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

当年度の水道事業は、前年度と比較し、給水人口、給水量は減少していますが、有収率は改

善しております。健全な事業運営のため、引き続き漏水対策の強化に努めていただくよう願います。

経常利益は3,876万6,000円で、前年度より増加し、純利益は同額になっております。

営業収支比率は101.2%で、営業収益が営業費用を上回りました。

村山広域水道からの受水費の減少等により、経営状況に改善が見られましたが、配水量が減少傾向にあることから、今後も厳しい経営状況が続くものと見込まれます。現状分析と将来予測を十分に行い、長期的な視点を持って水道事業の経営健全化に努めていただきたいものです。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げます。

審査に付された比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成され、その結果は適正であるものと認められました。

各比率は該当なし、または基準を下回り、良好な状態にあるものと認められます。

以上、平成30年度の各会計における決算等についての審査概要を申し上げます。

第7次上山市振興計画に掲げる諸事業を確実に推進するためには、より効率的で効果的な行財政運営が求められますが、累積している市債による財政の硬直化も懸念されることから、長期的な財政運営の見通しを立てながら、コスト意識と事業の選択と集中により徹底した財政健全化に努められるよう要望いたします。

**○大沢芳朋議長** これより総括質疑に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

12番枝松直樹議員。



〔12番 枝松直樹議員 登壇〕

○12番 枝松直樹議員 議席番号12番枝松直樹でございます。

今後の人事政策の方向性について総括質問を行います。

会計年度任用職員については、来年4月の制度発足に伴い、この9月議会に議案として条例が上程されましたことから、細かな労働条件や待遇についていまだ決まっていない部分はあるでしょうが、制度設計の大枠について総括質問をいたします。

今回の制度改正は、公務員制度の大きな転換であり、自治体で働く公務員にも大きな影響を与えるものであります。

今回の法改正の契機は、安倍政権が働き方改革の重要な柱として、同一労働同一賃金の原則に基づき正規・非正規間の格差を是正するとし、これを国・地方の公務員でも実行することが求められたことに端を発しております。このようなことから、処遇面での改善が期待されているところであります。官製ワーキングプアと言われる臨時・非常勤職員の処遇改善がなされるのではないかという期待があります。

反対に、懸念する点は、1つには、期待する点の反対のことですが、劣悪な労働条件が固定化されるのではないかということ、2つ目には、会計年度任用職員が正規職員の代替機能を果たし、正規職員の採用が抑制されることはないかということであります。

それでは、最初に労働条件等処遇改善について伺います。

総務省では、今般の制度改正の趣旨について、次のように説明をしております。

平成29年6月28日付で発出された、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

の運用についてという、総務省自治行政局公務員部長名の通知文書によれば、「地方公務員の臨時・非常勤職員については、総数が平成28年4月現在で約64万人と増加しており、また、教育、子育て等さまざまな分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっていること。このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められており、今般の改正を行うものであること」と記されております。

勤務時間については、「会計年度任用職員について、フルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は、柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するため、職務の内容等に応じて、積極的な活用を検討すべきであること。なお、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨に沿わないものであること」と記しているのであります。

また、給付については、さきの通知文では「期末手当については、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨や、国の非常勤職員において期末手当の支給が進んでいることを踏まえると、適切に支給すべきものであること」と記されております。

以上、総務省の基本的な考え方を紹介しました。本市においては、新しい会計年度任用職員という制度創設を機に、従来の臨時・非常勤職員の処遇改善を図るという観点を持っておられるのか伺います。正規職員との待遇の格差を是正するという観点、同じ職場で働く者同士、モチベーションを維持し気持ちよく働いてもらう

という観点は、市民サービスの向上にも資すると思いますが、市長の御見解を伺います。

次に、正規職員を中心とする公務運営について伺います。

さきの総務省通知では、「各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきであること」との記載があります。今回の制度改正は、いわば臨時・非常勤職員を法的に明確化するものです。

運用の仕方によっては、正規職員を「会計年度任用職員」に代替させることによって、限りなく非正規化が進行し、「任期の定めのない常勤職員、つまり正規職員を中心とする公務運営」という公務労働の原則から大きく逸脱する、結果、住民サービスの質が劣化する危険性をはらんでおります。

そこで伺いますが、会計年度任用職員制度を導入することで正規職員の採用を抑制することはないと思いますが、市長の御見解を伺っておきます。

以上で1問といたします。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 12番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、臨時・非常勤職員の処遇改善について申し上げます。

会計年度任用職員の給与水準については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めてまいります。また、新たに期末手当等を支給するなど、臨時・非常勤職員の処遇改善に努めてまいります。

次に、正規職員を中心とする公務運営につい

て申し上げます。

会計年度任用職員制度の導入後においても、公務運営の中心が正規職員であることは変わりありませんので、会計年度任用職員制度の導入により正規職員の採用を抑制することはございません。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この件については、昨年6月の定例会において一般質問をしております、その段階ではまだほとんど決まり事がないというふうな状況もございまして、満足な回答は得られなかったわけではありますが、その当時、対象となる職員は何人ですかという問いに対して、庶務課長は135人程度と思われるというふうな回答をされましたが、まず現在においてもその程度の水準の人数なのか、まず最初に伺っておきます。

それから、会計年度任用職員は、フルタイムとパートタイムに区分されるわけではありますが、待遇面で開きがあります。フルタイムの会計年度任用職員は、給料、それに旅費及び一定の手当の支給対象となります。パートタイムについては、給料ではなくて報酬、そして費用弁償及び期末手当の支給対象ということにされております。この区分、区別はどのように本市においてはされるのか、本人の希望によって分けるのか、それともフルタイムの職員を多くすると総人件費の向上につながってまいりますので、パートタイムしか募集をしないのか、その制度設計についても伺っておきたいと思っております。

もちろん、この件についてはこれから詰めていく部分がかなりあるかと思っておりますので、現時点での回答で構いませんが、先ほどの市長の答弁によりますと、給与水準については仕事の内容とか責任、あるいは職務遂行上必要となる知

識、技術、職務経験等の要素を考慮してというふうには回答されたと思いましたが、それを加味して考えると、臨時・非常勤職員もそれぞれ選別をされるというか、長く勤めてきた人はそれなりの、市長の言葉で言うと職務経験等の要素というふうなことにもなってくるのか、その辺私にはまだ見えませんので、どういうふうな制度設計を考えておられるのかということで、これ個別になるので庶務課長からでもお願いをいたします。

また、危惧される点として、あとは雇用についてなんです。今回の制度、私もびっくりしたんですが、会計年度ですから1カ年しかないわけですけれども、翌年また採用を希望して採用されるとなると、その最初の4月は条件つき任用期間なんです。翌年3回目も4回目もずっと最初の1カ月は条件つき任用期間ということです。それどうしてそうなるのかというと、要するに1年契約を繰り返すということであって、それ雇用が継続していないというような私は認識に立っているんですが、途中人事評価も入りますし、雇いどめという危険、心配は常につきまとうということになるかと思えます。ですから、給与水準だけでなく、その雇用の面での不安が私は依然残るのかなというふうに思っておりまして、安心してやっぱり働けるということは、市にもプラスになるのではないかと思います。そして、本市の課題でもある出生率の向上、これについても安定した雇用をベースにしてこれは消費活動もやっぱり活発になってくると思えますし、この会計年度任用職員における雇用の継続、これ総務省では雇用の継続という言葉は一切使わないわけですよ、毎回新しい雇用ですから。ですが、やっぱり働く側から見れば、上山市役所にずっと勤めていたいと

いう思いがあるでしょうから、その辺の雇用の継続ということについても一言、どういう考えを現時点で持っておられるのか伺います。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 最後の点だけ私のほうから。議員おっしゃるとおり、会計年度でございますので1年契約と、これは大原則なわけですね。ただ、そういう中で市役所に勤めたいという方もおられるだろうし、ただ現状を見ますと、やはり以前と違いまして、上山市役所で働きたい、いわゆるパートとかですね、そういう申し込みが非常に少なくなってきておるんですね。逆に、こちらのほうからお願いしなければならないような状況にもなっておりますし、またやっぱり条件等によりまして、あるいは自分の生活とかそういう形で選ばれるという状況の中で、必ずしも本市のいわゆる会計年度職員の希望が多いということでもないわけでございますので、そういった面におきましては、継続される方を優遇といたしましょうか、大事にするということはありませんけれども、ただそれが1年契約ということでございますので、いわゆる保障がないといたしましょうか、むしろこちらからではなくて相手方のほうが、働き手のほうから選択肢といたしましょうか、それが非常に多くなっていて、今まで、去年まで市役所におった方が、今民間におる方を私も知っておりますけれども、そういう状況であるという前提があるということだけは御認識をいただきたいというふうに思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○金沢直之庶務課長 私のほうから、まず1番目、対象となる人数につきまして、時間パートのような方々も全部今回会計年度任用職員にするか、もしくは本当の委託というような形にな

るかというような形で分けなければなりませんので、そういった方まで含めると200人に近い人数になると考えております。

あと、フルとパートの考え方でありますけれども、現在上山市役所では、フルでお願いしているという方がいないという現状がございます。基本的には今の方々の勤務関係について継続するような形、場合によっては若干延ばしたり短くしたりしていただいたりということはあるかと思っておりますが、そのような形で考えております。

給与水準、こちらのほうにつきましては、やはりそれぞれお願いしている専門員的な形をお願いしているような業務等、やはり責任であったり知識であったり必要なものもございます。こういった部分と、本当に補助的にお願いしている、事務補助的にお願いしているもの、こういったものもございますので、幾つかの分け方をする必要があると考えてございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 まず、先に市長から雇用についてお話をいただきましたので、まずそこらいきたいと思うんですが、来年4月1日に施行されますパートタイム有期雇用労働法という法律があって、いわゆるこれも同一労働同一賃金から端を発しているわけですが、不合理な待遇の禁止ということが、その法の一番の趣旨でございます。民間ですと、内閣府の調査などによれば、正規、非正規がいて、非正規の1.5倍から2倍ぐらいを正規の方がもらっていると、給料ですね。公務員の場合は、1.5倍どころか2倍を超える水準だと思うんですね。場合によっては3倍ぐらいになることもあるかもしれません。ということで、民間以上に正規、非正規の差が激しいのが公務職場だというふうに認識をしております。ですから、先ほど市役

所が必ずしも選ばれないという場面もあるというふうな感じでちょっと私は受け取ったんですけども、やっぱりそこら辺に改善、やっぱり水準が低いもんだから民間のほうに流れると、こういう構造になっているのではないかというふうに私は思っております。

ぜひ、そんなことも踏まえて雇用についても、やっぱり1年ごとに、来年首になるのかな、人事評価は必ず入りますから、そうすると突然、じゃあ来年はありませんと。ただ今回もそうなんですけれども、これって試験はしないわけですよ、基本的に面接。そうすると、やっぱり嫌われたくないとか、嫌われたら終わりだなということにもなりますので、恐らく期末手当などが支給されると待遇面もよくなると期待はするものの、さっきの庶務課長の話ではパートタイム職員の中にも何かこうランクが出てくるような、これフルタイムだと給料表使うようですよけれども、パートタイムだと使わないんでしょうね、恐らくね。それで、ちょっとその辺が不安でありますので、労働組合ともこの先いろいろと話を詰めていただきたいと思います。

それから、最初の総務省の通知によりますと、勤務条件をあらかじめ明示するという観点等から、現に任用されている臨時非常勤職員に対し、会計年度任用職員に係る任用勤務条件の内容等について周知を図るべきであることというふうに書いてあります。そして、対象者、先ほど広くとったんでしょうけれども、まず200人というかなりの膨大な職員数になるわけございまして、来年4月の任用に向けて、いつどのように説明をしていくのかということも私は気になるところでございます。そのためには、労働条件を提示しなければいけませんので、今いる非常勤の職員に対して、こういう雇用条件で

こうなんだということを丁寧に説明しながら、恐らく年明けになって募集を開始と。すると、一般正職員だと数人あるいは10人程度の募集ですからあれですけども、今回大量の人間をどうさばいて、希望に沿って採用していくのかというそのスケジュールも私は見通せなくております。そして、ここに今いなくとも、現に市民の中でも私は就職したいというふうに手を挙げる者もいるかもしれません。どんなふうに対応するのか、そもそもこの制度について、今働いている人あるいは市民ももう全然わかっていないという状況でありましょうから、ぜひこの辺の、どのように今後進めていくかについて最後に聞いて終わりたいと思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○金沢直之庶務課長 最後の、どのように進めていくかという部分について、まずお話しさせていただきます。今後、市職員にまずこの制度についてきちんと説明をして、12月中ぐらいに、現在上山市で任用させていただいている方々に説明をさせていただいて、年明け以降、その方々から希望をとって、あとは公募の採用というような形で実施していきたいというふうに考えてございます。

先ほど200人と言いましたけれども、本当に単発のものについては会計年度任用職員ではなくて個別の委託というようなこともあり得ますので、実際的人数がそこまではならないというふうには認識しているところでございます。

パートの方について、職員の給料表を使うかということでもありますけれども、フルタイムで勤務していただいた場合、この給料表のここに位置しますということで、パートタイムの方の場合は、その人、勤務時間が短いわけですから、その単価で、時間単価を使って給与を算定しま

すので、基本的には給料表に基づいて支給するという形になってございます。

~~~~~

日程第26 特別委員会（予算・決算）の設置及び議案の付託

○大沢芳朋議長 日程第26、特別委員会（予算・決算）の設置及び議案の付託であります。

12番枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております予算議案2件は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置の上、これに付託し、また、決算議案10件は、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置の上、これに付託し、それぞれ審査されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま12番枝松直樹議員から、予算議案2件は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置の上、これに付託し、また、決算議案10件は、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置の上、これに付託し、それぞれ審査されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、予算及び決算議案については、それ

ぞれ予算及び決算特別委員会を設置の上、これに付託し、審査されたいとの動議は可決されました。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 開議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算及び決算特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたしました結果、予算特別委員会委員長に棚井裕一議員、副委員長に神保光一議員、また、決算特別委員会委員長に尾形みち子議員、副委員長に高橋要市議員がそれぞれ互選された旨の通告がありましたので、御報告申し上げます。

なお、予算、決算以外の議案については、お手元に配付いたしました付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

日程第27 議第61号 上山市学校給食センター建設・維持管理等事業に係る契約の一部変更について

○大沢芳朋議長 日程第27、議第61号上山市学校給食センター建設・維持管理等事業に係る契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第61号上山市学校給食センター建設・維

持管理等事業に係る契約の一部変更についてありますが、消費税法の一部改正に伴い、上山市学校給食センター建設・維持管理等事業に係る契約の一部を変更して実施する必要があるため提案するものであります。

議案の詳細につきましては、管理課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 管理課長。

〔井上咲子管理課長 登壇〕

○井上咲子管理課長 命によりまして、議第61号議案上山市学校給食センター建設・維持管理等事業に係る契約の一部変更について、補足説明を申し上げます。

議案書の34ページをお開き願います。

提案理由につきましては、消費税法の一部改正に伴い、上山市学校給食センター建設・維持管理等事業に係る契約金額を、変更前の額14億4,018万672円から、変更後の額14億4,291万2,555円に変更して実施する必要があるため、提案するものであります。

変更内容の詳細について御説明申し上げますので、議第61号議案資料をごらんください。

このたびの契約変更は、令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、10月1日以降も事業が実施される学校給食センター維持管理等業務に対するサービス対価の支払額に、引き上げ後の新消費税率10%を適用する必要があることから、契約金額を変更するものであります。

その内容は、平成16年6月23日から令和7年3月31日までの約20年間を事業期間として、エコランチファクトリー上山株式会社と契約をしているPFI事業のうち、10月1日以降も実施される資料の1(2)イの(ア)か

ら（オ）に関する維持管理等業務に対して、新しい消費税率が適用されるため契約金額を変更するものであります。

なお、1の（2）アの上山市学校給食センター設計及び建設工事等業務につきましては、業務が完了しているため変更はございません。

変更となる契約金額は、平成26年2月28日に議会の議決を得た第2回変更契約金額に、その後の金利変動及び物価変動による増減額を加減した額14億4,018万672円に、令和元年10月1日から令和7年3月31日までに行われる維持管理等業務のサービス対価に対し、10%の新税率を適用した額とこれまでの8%との差額273万1,883円を加えた14億4,291万2,555円に契約額を改めるもので、令和元年10月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○大沢芳朋議長 10番中川とみ子議員。

○10番 中川とみ子議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第61号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま10番中川とみ子議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第61号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第61号上山市学校給食センター建設・維持管理等事業に係る契約の一部変更については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第61号議案は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

## 日程第28 議第62号 上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の締結について

○大沢芳朋議長 日程第28、議第62号上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第62号上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の締結についてですが、上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものがあります。

議案の詳細につきましては、上下水道課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第62号上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の締結についての補足説明を申し上げます。

議案書の35ページをお開き願います。

上山市浄水センターに設置されている非常用自家発電設備は、供用開始以来37年が経過しており、長期間の稼働により機能的な劣化が懸念されるため、自家発電機及び附帯する設備の更新工事を実施するために、本件協定を締結するものであります。

初めに、協定の目的から御説明申し上げます。

協定の目的は、上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託であります。

協定金額は、1億7,000万円とするものであります。

協定の相手方は、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団理事長辻原俊博で、工期は令和元年9月5日から令和3年3月26日までとし、債務負担により2カ年度で行うものであります。

本件の協定金額が1億5,000万円を超え

ることとなりますので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○大沢芳朋議長 6番棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第62号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま6番棚井裕一議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第62号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第62号上山市浄水センター自家発電設備



更新工事の委託に関する協定の締結については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第62号議案は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~  
**日程第29 議第63号 損害賠償
の額の決定について**

○大沢芳朋議長 日程第29、議第63号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第63号損害賠償の額の決定についてであります。平成31年2月14日午後3時ごろ、上山市藤吾地内において公用車が高速道路の立ち入り防止柵に衝突した事故に基づく損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するものであります。

議案の詳細につきましては、庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

〔金沢直之庶務課長 登壇〕

○金沢直之庶務課長 命によりまして、議第63号損害賠償の額の決定についての補足説明を申し上げます。

議案書36ページをお開きください。

損害賠償の請求者は、山形市西越42番2号、

東日本高速道路株式会社東北支社山形工事事務所、事務所長阿部重雄であります。

損害賠償の原因は、平成31年2月14日午後3時ごろ、上山市藤吾地内にて公用車が高速道路の立ち入り防止柵に衝突したもので、これにより生じた損害の賠償を行うものであります。

損害賠償の額につきましては、86万4,000円であり、現在損害賠償請求者所有の立ち入り防止柵の復旧工事を終了しておりますが、この工事に要した費用を支払うものであります。

また、条件といたしましては、本件事故に関し、今後いかなる事由が生じても損害賠償訴訟等一切の異議申し立てをしないとするものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○大沢芳朋議長 1番谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第63号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま1番谷江正照議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第63号議案については委員会の

付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第63号損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

**日程第30 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について**

○大沢芳朋議長 日程第30、報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。副市長。

〔塚田哲也副市長 登壇〕

○塚田哲也副市長 ただいま議題となりました報告第6号損害賠償の額の決定についての専決処分について御説明申し上げます。

平成23年5月15日午後5時5分ごろ、市民公園において、上山市二日町9番1号中川仁氏の長女中川美南さんが負傷した事故を起因とする後遺障害に係る慰謝料相当額を損害額とし

て、12万6,405円を賠償するため専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、損害賠償請求者の長女が遊戯中、蒸気機関車の運転席扉の下端と床面の間に左下腿が挟まり負傷したものであり、左下腿に残る傷跡を後遺障害と認定し、医師の示す医科診療報酬点数等をもとに保険会社が算定した今後必要とされる手術費用等を慰謝料相当として賠償するものです。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

なお、事故に伴う治療費相当額については、平成23年9月定例会において損害賠償の額の決定についての専決処分の報告をしております。

~~~~~

散 会

○大沢芳朋議長 以上で本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時42分 散 会

